



## 〔トピックス〕 JASS 5 が改定されました (その1)

JASS 5 ( 建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5 鉄筋コンクリート工事 ) が、2018年7月に改定されました。

今回改定された内容のうち、再生骨材コンクリートにおける使用骨材の組合せ ( 28節 再生骨材コンクリート ) とレディーミクストコンクリートの受入れ時の検査における圧縮強度および塩化物量の時期・回数 ( 11節 品質管理 ) について説明します。

### 再生骨材コンクリートにおける使用骨材の組合せ ( JASS 5 28節 再生骨材コンクリート )

前回のメールマガジン ( Vol.12 ) で、再生骨材関係のJISが改正されたことをお伝えしました。

これに伴って、再生骨材コンクリートにおける粗骨材と細骨材の新しい組合せがJASS 5 に追加されました。

再生骨材コンクリートの種類	粗 骨 材	細 骨 材
再生骨材コンクリートH 1種	粗骨材の全部 またはその一部が再生粗骨材H	普通細骨材
再生骨材コンクリートH 2種	粗骨材の全部 またはその一部が再生粗骨材H	細骨材の全部 またはその一部が再生細骨材H
	普通粗骨材	
再生骨材コンクリートM 1種	粗骨材の全部 またはその一部が再生粗骨材M	普通細骨材
	<u>粗骨材の一部 (容積混合率50%以下) が再生粗骨材L</u>	
再生骨材コンクリートM 2種	粗骨材の全部 またはその一部が再生粗骨材M	細骨材の全部 またはその一部が再生細骨材M
		<u>細骨材の一部 (容積混合率30%以下) が再生細骨材L</u>
	普通粗骨材	<u>細骨材の全部 またはその一部が再生細骨材M</u>
		<u>細骨材の一部 (容積混合率30%以下) が再生細骨材L</u>

※ 表中の下線部分は、今回の改定によって変更された箇所を示しています。なお、再生骨材コンクリートH の1種および2種に変更はありません。



## 〔トピックス〕 JASS 5 が改定されました (その2)

### レディーミクストコンクリートの受入れ時の検査 (JASS 5 11節 品質管理)

レディーミクストコンクリートの受入れ時の検査における圧縮強度と塩化物量について、時期や回数がより明確となるように、該当箇所の表現が一部修正されました。

項目	2015年版の JASS 5	2018年版の JASS 5
圧縮強度	1回の試験は、打込み工区ごと、打込み日ごと、かつ150 <sup>m<sup>3</sup></sup> またはその端数ごとに3個の供試体を用いて行う。3回の試験で1検査ロットを構成する。上記によらない場合は特記による。	1回の試験は、打込み工区ごと、打込み日ごと、かつ150 <sup>m<sup>3</sup></sup> 以下にほぼ均等に分割した単位ごとに3個の供試体を用いて行う。3回の試験で1検査ロットを構成する。上記によらない場合は特記による。
塩化物量	海砂など塩化物を含むおそれのある骨材を用いる場合、打込み当初および150 <sup>m<sup>3</sup></sup> に1回以上、その他の骨材を用いる場合は1日に1回以上とする。	海砂など塩化物を含むおそれのある骨材を用いる場合、打込み当初および1日の計画打込み量が150 <sup>m<sup>3</sup></sup> を超える場合は150 <sup>m<sup>3</sup></sup> 以下にほぼ均等に分割した単位ごとに1回以上、その他の骨材を用いる場合は1日に1回以上とする。

※ 表中の下線部分は、今回の改定によって変更された箇所を示しています。

## JIS規格の改正

2018年8月から同年10月の間に改正されたコンクリートに関連するJIS規格を示します。詳細については、当該規格などをご確認下さい。

改正

### JIS A 1142 有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験方法

#### 主な改正点

- ・ 試験に使用する細骨材の縮分方法として、JIS A 1158(試験に用いる骨材の縮分方法)を追加した。
- ・ 試験に使用する突き棒の直径や長さを、JIS A 5002(構造用軽量コンクリート骨材)で規定されている内容と整合させた。
- ・ 細骨材を対象とした試験方法であるため、報告事項から試料の最大寸法を削除した。

### JIS A 1143 軽量粗骨材の浮粒率の試験方法

#### 主な改正点

- ・ 試験に使用する細骨材の縮分方法として、JIS A 1158(試験に用いる骨材の縮分方法)が追加された。



## 〔トピックス〕 建築法規おける用語について

### 建築主事等による確認制度について

建築基準法では、建築物の用途や構造、規模などに応じて、確認申請を行うことや、完了検査を受けることなどを定めています(この他にも、中間検査などの実施が求められる場合もあります)。

#### 確認申請

工事着手前までに、「建築主事」<sup>注1)</sup>や「指定確認検査機関」<sup>注2)</sup>に対して確認申請書および添付図書を提出します。

「建築主事」や「指定確認検査機関」は、建築物が建築基準関係規定に適合することの確認(建築確認)を行います(当メールサービスで取り扱っているコンクリートの法第37条への適合性についても確認を受けます)。

なお、適合していると認められた場合、確認済証が交付されます。

#### 完了検査

建築物の工事完了後、「建築主事」や「指定確認検査機関」に対して完了検査の申請を行います。「建築主事」や「指定確認検査機関」は、工事が完了した建築物が建築基準関係規定に適合することの検査(完了検査)を行います。

なお、適合していると認められた場合、検査済証が交付されます。

#### 注1) 建築主事

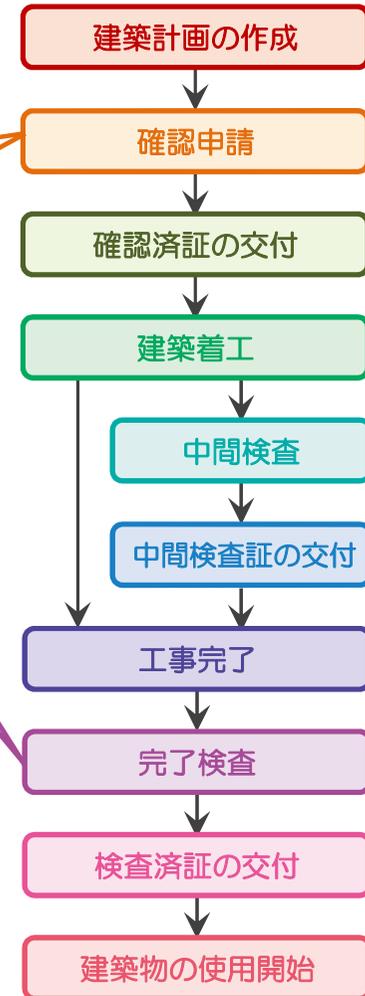
建築基準適合性判定資格者の登録を受けた都道府県や市区町村の職員(公務員)の中から、知事や市区町村長が命じた者が該当します。

#### 注2) 指定確認検査機関

平成10年の建築基準法改正によって、それまで建築主事が行っていた確認申請や完了検査などに関する業務を、一定の要件を満たした民間の企業や団体も行うことができるようになりました。

GBRCも指定確認検査機関としての業務を行っており、対応可能な建築物の種類や規模などについてはGBRCのホームページでご確認頂けます([http://www.gbrc.or.jp/confirm\\_inspection/confirm\\_inspection/](http://www.gbrc.or.jp/confirm_inspection/confirm_inspection/))。

確認申請などについてご検討される際には、GBRCの建築確認検査課(TEL:06-6966-7565)まで是非お問合せ下さい。



## 【 材料性能評価委員会 】 スケジュール

2018年4月から、委員会の名称を『コンクリート材料性能評価委員会』から『**材料性能評価委員会**』へ変更させて頂きました。委員会の名称は変わりますが、委員会で確認させて頂く内容等は、これまでと同じです。

2018年11月から2019年3月のコンクリート関係の委員会開催日程 (予定日) は下表のとおりです。

( GBRCのホームページでもご確認頂けます )

	11月	12月	1月	2月	3月
事前検討会 (大阪) 注1) 注2)	20日	18日	28日	25日	25日
事前検討会 (東京) 注1) 注2)	15日	13日	31日	28日	28日
承認委員会 (大阪) 注3)	12日	10日	21日	18日	18日

注1) 事前検討会は、大阪または東京のどちらかでご出席下さい。

注2) **TV会議システム**を使用する場合があります。

注3) 承認委員会の審議は、大阪のみとなります。

### お知らせ

現在の別添等の雛形(最新版)は、**ver. 12.4** です。

申請をお考えの方は、本バージョンをご活用ください。

お手元にお持ちでない方は、ご連絡下さい。

**材料性能評価委員会では、法第37条で規定されている鋼材関係等の性能評価についても審議を行っています。  
鋼材関係等の性能評価についてのご相談やお申込みなどをご希望されている方がおられましたら、下記担当者へご紹介下さい。**

### 〔 編集後記 ( 安田真弓 ) 〕

平成30年7月豪雨や台風21号、北海道胆振東部地震などで被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

10月も末になり、東京はやっと秋らしい陽気になってきました。

さて、今回のメールマガジンはいかがでしたか？ JASS 5ですが、大改定ではないものの、レディーミクス

コンクリートの受入時の検査における内容が、より明確になったことなどを紹介させて頂きました。

話は変わりますが…ここ最近、自然の猛威が続いているので、今一度防災に関する気を引き締めようと思い、

連休中に自宅のストック棚 ( 備蓄品や日用品を置いています ) の整理を実施したところ、奥から期限切れ

( 1年以上前 … ) の乾パンとビスケットが出てきました。入れ替えるために、期限切れものをおやつや朝食代わりにコツコツ食べています。「備えあれば憂いなし」と言いますが、備えてあっても心配は尽きませんね。



GBRC大阪事務所



GBRC東京事務所※

※ 2018年5月21日 (月) に  
新事務所へ移転しました。



大阪事務所と東京事務所の間で  
**TV会議システム**を利用した状況(一例)

発行者 : 一般財団法人 日本建築総合試験所  
建築確認評定センター 建築確認評定部 性能評定課  
担当者 : GBRC大阪事務所 坂本欣吾、津平公彦、永田洋一  
GBRC東京事務所 安田真弓  
連絡先 : GBRC大阪事務所 TEL 06(6966)7600  
GBRC東京事務所 TEL 03(3580)0866  
E-mail : [seinou3@gbr.or.jp](mailto:seinou3@gbr.or.jp)